

## &lt;報道発表資料&gt;

カテゴリー:お知らせ

令和8年7月21日

**令和7年度 県内河川及び地下水等の  
測定結果をお知らせします**

埼玉県・国土交通省・関係市・独立行政法人水資源機構は、県内の河川及び地下水等における水質の状況並びに土壌汚染の状況を監視しています。

令和7年度の県内河川のBODの環境基準達成率は86%、地下水質（概況調査）の環境基準達成率は95%でした。

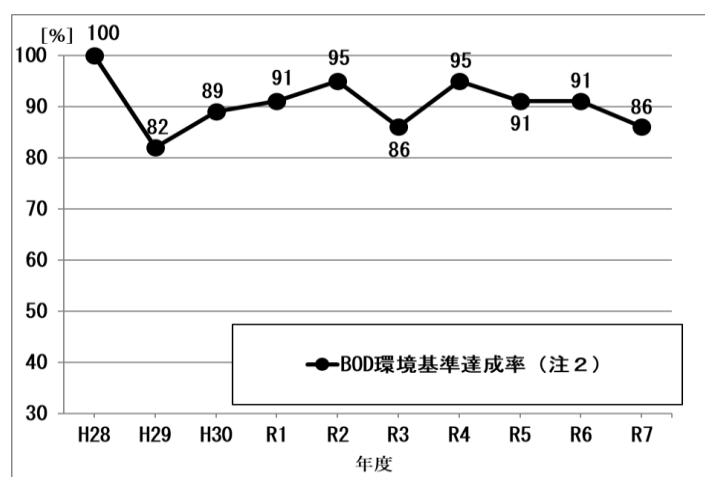
また、ダイオキシン類については、河川水質は3河川で環境基準を超過しましたが、河川底質、地下水、土壌では環境基準の超過はありませんでした。

**● 水質汚濁防止法に基づく水質測定結果****1 河川及び湖沼****(1) 測定地点数**

- ア 河川 44 河川 94 地点
- イ 湖沼 3 湖沼 3 地点

**(2) 測定結果の概要****ア 河川****(ア) 生活環境の保全に関する環境基準（生活環境項目）**

- ・44 河川中 38 河川でBOD（注1）の環境基準を達成（注2）し、BOD 環境基準達成率は86%でした（図－1）。



図－1 BOD環境基準達成率の推移

(イ) 人の健康の保護に関する環境基準（健康項目）

- ・カドミウムやトリクロロエチレン等の有害物質は、調査した 93 地点全てで環境基準を達成しました。

(ウ) P F O S 及び P F O A （注 3）

- ・ P F O S 及び P F O A は、調査した 50 地点のうち 1 地点で指針値を超過しました。

イ 湖沼

- ・ C O D （注 4）は、3 湖沼中 2 地点で環境基準を達成（注 5）しました。
- ・健康項目は、3 湖沼 3 地点全てで環境基準を達成しました。

(3) 今後の対応

- ・県内水質の汚濁原因の約 7 割は生活排水であることから、河川水質を更に向上させるため、下水道の整備、合併処理浄化槽への転換などの生活排水処理対策を促進します。
- ・工場・事業場に対する排水基準の遵守徹底等の対策を進めます。
- ・ P F O S 及び P F O A の指針値超過については、流域の市と連携し、引き続き調査を行っていきます。
- ・関係機関と緊密に連携し、河川の状況に応じた総合的な水質改善に引き続き取り組みます。

## 2 地下水

### (1) 調査の概要

#### ア 概況調査

- ・ 全県の地下水の汚染状況を網羅的に調査するもので、毎年新たな井戸を選定して行っている調査

#### イ 汚染井戸周辺地区調査

- ・ 概況調査で汚染が判明した井戸について、汚染範囲及び汚染原因を調査するため周辺で行う調査

#### ウ 継続監視調査

- ・ 汚染が確認された地域について、継続的に監視を行うための調査

### (2) 測定地点数

|              |                    |                |
|--------------|--------------------|----------------|
| ア 概況調査       | 環境基準項目             | 85 地点 (46 市町)  |
|              | P F O S 及び P F O A | 50 地点 (36 市町)  |
| イ 汚染井戸周辺地区調査 | 環境基準項目             | 7 地点 (3 市)     |
| ウ 継続監視調査     | 環境基準項目             | 111 地点 (32 市町) |
|              | P F O S 及び P F O A | 1 地点 (1 町)     |

### (3) 測定結果の概要

#### ア 概況調査

- ・ 調査した 85 地点のうち 81 地点で環境基準を達成し、環境基準達成率は 95% でした (表-1)。
- ・ カドミウム、鉛、砒素、ふっ素、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素について、合計 4 地点で環境基準を超過しました。
- ・ P F O S 及び P F O A について、1 地点で指針値を超過しました。

表－１ 地下水環境基準達成率の推移 （単位：％）

| 年度  | H28 | H29 | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 | R5 | R6 | R7  |
|-----|-----|-----|-----|----|----|----|----|----|----|-----|
| 全国  | 94  | 95  | 94  | 94 | 94 | 95 | 95 | 95 | 94 | 未発表 |
| 埼玉県 | 81  | 84  | 90  | 91 | 89 | 89 | 94 | 94 | 92 | 95  |

イ 汚染井戸周辺地区調査

- ・調査した 7 地点全てで環境基準を達成しました。

ウ 継続監視調査

- ・調査した 111 地点のうち、36 地点で環境基準を超過しました。
- ・P F O S 及びP F O Aについて、1 地点で指針値を超過しました。

（４）今後の対応

- ・概況調査及び汚染井戸周辺地区調査により新たに汚染が確認された地点については、継続監視調査を実施します。
- ・汚染原因者の特定に至った場合は浄化措置等を指導します。

## ● ダイオキシン類対策特別措置法に基づく測定結果

### 1 河川

#### (1) 測定地点数

- ア 河川水質 18 河川 32 地点
- イ 河川底質 17 河川 26 地点

#### (2) 測定結果の概要

- ・河川水質は、調査した 18 河川 32 地点のうち 3 河川（中川、綾瀬川、新方川）の 7 地点でダイオキシン類の環境基準（1 pg-TEQ/L 以下）を超過しました。  
超過地点の最大濃度は、1.8pg-TEQ/L（注 6）でした。
  - ・河川底質は、調査した 17 河川 26 地点全てでダイオキシン類の環境基準（150 pg-TEQ/g 以下）を達成しました。
- ※ 不老橋（不老川）の河川水質及び底質は渇水のため欠測

#### (3) 今後の対応

今後も調査を継続し、ダイオキシン類による汚染の状況を監視します。

### 2 地下水及び土壌

#### (1) 測定地点数

- ア 地下水 9 地点（9 市町）
- イ 土壌 27 地点（11 市）

#### (2) 測定結果の概要

- ア 地下水
  - ・地下水概況調査地点から 9 地点を抽出して調査した結果、全地点でダイオキシン類の環境基準（1 pg-TEQ/L 以下）を達成しました。
- イ 土壌
  - ・通常の生活環境における土壌中のダイオキシン類の濃度について、市が実施

した測定結果のうち、県に報告があったものを取りまとめたものです。

- ・全地点でダイオキシン類の環境基準(1000 pg-TEQ/g 以下)を達成しました。

### (3) 今後の対応

- ・今後も調査を継続し、地下水及び土壌のダイオキシン類による汚染の状況を監視します。

---

※調査内容及び測定結果の詳細については、こちらを御覧ください。

水質汚濁防止法に基づく公共用水域（河川及び湖沼）の水質測定結果

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0505/koukyouyousuiiki.html>

水質汚濁防止法に基づく地下水の水質測定結果

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0505/901-20091208-257.html>

ダイオキシン類対策特別措置法に基づくダイオキシン類常時監視結果

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0505/901-20091217-7.html>

---

- 
- 注1 生物化学的酸素要求量（Biochemical Oxygen Demand）の略。微生物が水中の有機物を分解する際に消費する酸素量のことで、値が大きいほど水が汚れていることを示します。河川の汚濁の指標として使われます。
- 注2 河川の水質は、季節や河川流量によって変動するため、BODによる環境基準の達成率は公共用水域が通常の状態にあるときの測定値によって判断することとしています。BODについては測定された年度のデータのうち、75%値※のデータが基準値に適合することをもって評価することとしています。
- ※ 75%値とは、1年間に測定を行ったa個の日間平均値をその値の小さいものから順に並べたとき、 $0.75 \times a$  番目にくる値です。例えば毎月1日測定した場合、12個の日間平均値をその値の小さいものから順に並べたときの9番目の値が75%値となります。
- 注3 PFOS（ペルフルオロオクタンスルホン酸）及びPFOA（ペルフルオロオクタン酸）は、有機フッ素化合物の一種であり、その撥水・撥油性、熱・化学的安定性等から、泡消火薬剤、フッ素ポリマー加工助剤など幅広い用途で使用されてきました。PFOS及びPFOAには、難分解性、高蓄積性、長距離移動性という性質があり、国内ではそれぞれ平成22年・令和3年に、製造・輸入等が原則禁止されています。
- 注4 化学的酸素要求量（Chemical Oxygen Demand）の略。水中の有機物等を酸化する時に要する酸素量のことで、値が大きいほど水が汚れていることを示します。湖沼、海洋の汚濁の指標として使われます。
- 注5 湖沼におけるCODの環境基準については、測定された年度のデータのうち、75%値のデータが基準値に適合することをもって評価することとしています。

注6 pgはピコグラムと読み、1pgは1兆分の1gです。また、TEQは毒性等量(Toxicity Equivalent)の略です。ダイオキシン類の毒性の比較評価を行う際に用いられ、実測濃度と異性体ごとの毒性強度を乗じて算出されます。

---

## お問い合わせ先

### 【公共用水域関係】

水環境課 水環境担当 小西・櫻井

直通 048-830-3081 内線 3086

E-mail [a3070-01@pref.saitama.lg.jp](mailto:a3070-01@pref.saitama.lg.jp)

### 【地下水・土壌関係】

水環境課 土壌・地盤環境担当 宮部・鶴田

直通 048-830-3084 内線 3073

E-mail [a3070-06@pref.saitama.lg.jp](mailto:a3070-06@pref.saitama.lg.jp)